

令和6年

桑折町農業委員会会議録

第4回総会

令和6年4月15日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時- 令和6年4月15日 午後2時45分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 佐 藤 孝	2 高 橋 貢
3 寺 島 智 史	4 佐 藤 親
5 大 泉 忠 志	6 山 家 修
7 菅 野 昭 一	8 蓬 田 浩 幸
9 浅 野 国 英	10 佐 藤 徳 雄

農地利用最適化推進委員

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第11号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地地
用集積計画の決定について

議案第12号 現況申請確認による非農地証明書の交付承認について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 鈴木清志
係 長 佐藤剛史
主任主査 後藤尚子
主 査 小野地俊介
農業振興調整官 荒川光弘

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただいまから令和6年第4回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

3番 寺島 智史 委員

4番 佐藤 親 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2、議案第10号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第10号、農地法第3条許可申請 整理番号1を朗読後、説明】

申請地は、貸付人が所有する農地で、水田では昨年まで水稻の作付けがありました。また、畑は耕作されていない状況です。

今回、借受人が、これらの農地で麦を栽培したいという内容の使用貸借申請が出されました。

借受人は、国見町で水稻と麦の作付けをしており、借受人の孫とともに農作業にあたっています。また、貸付人と借受人は親類であるということです。栽培計画等に無理はなく、別紙調査書のとおり3条許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第10号は、原案のとおり決定いたしました。

つきまして、総会日程第3、議案第11号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第11号、旧農業経営基盤強化促進法 整理番号2から9を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

整理番号2から4については、所有権移転となります。全て譲受人が耕作する農地の隣接地であったり、現在借り受けている農地であったりと、農地の集約化を図られる内容となっております。なお、売買の内容につきましては、先日開催されたあっせん委員会において、会長及び農業委員立ち合いのもと双方で合意しております。

整理番号5から8については、農地中間管理事業を利用した一括方式での利用権の設定であり、福島県農業振興公社との転貸契約となります。

以上7件の所有権移転及び利用権設定については、全て改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第11号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、総会日程第4、議案第12号「現況確認申請による非農地証明書交付の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第12号、非農地証明 整理番号9を朗読後、説明】

所有者からの申請により、非農地判断の可否となります。

非農地となった理由は記載のとおりであり、現況については協議会資料の写真のとおりです。

事務局としては、既に原野化しており、農地として復元して利用するには相当の資材投入が必要となるため、今後農地としての活用は難しいと考えております。

会 長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第12号は、原案のとおり決定いたしました。
以上を持ちまして、第4回総会に提出されました案件は全部終了いたしました。
令和6年第4回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後2時54分)

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年4月15日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人